

# 「労務費見積り尊重宣言」

建設技能労働者の賃金の更なる引上げに向けて

平成 30 年 9 月 18 日制定

令和 8 年 2 月 20 日改定

一般社団法人日本建設業連合会

将来の担い手確保を見据えた建設技能労働者の処遇改善は建設業界全体にとって最大の課題であり、処遇の中でも特に重要な賃金の原資となる労務費については、かねてから官民で改善に向けた取り組みが行われてきた。

国による公共工事設計労務単価の 12 年連続引上げや、歴代の内閣総理大臣、国土交通大臣からの賃上げ要請に応える形で、当会及びその会員企業が、「労務賃金改善等推進要綱」（平成 25 年 7 月決定）等に基づき取り組みを推進してきた結果、建設技能労働者の賃金は、令和 6 年時点で年間 443 万円まで上昇した（※1）。

（※1）国土交通省による推計値

しかしながら、当会が「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」（平成 26 年 4 月決定）で示した「全産業労働者平均（年間 527 万円（※2）・令和 6 年時点）」という目標は、依然達成されておらず更なる引上げが必要である。

（※2）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による年間賃金総支給額

そのような中、令和 7 年 12 月に全面施行された改正建設業法に基づき、国土交通省中央建設業審議会において「労務費に関する基準」が勧告されたが、受注者は個々の請負契約ごとに適正な労務費を内訳明示すること、注文者はその内容を考慮・尊重することが必要とされている。

「労務費に関する基準」の実効性を確保し、建設技能労働者の賃金が全産業労働者平均という目標の達成に向けて持続的に向上するためには、専門工事業者による賃金の引上げとともに、専門工事業者が元請業者に対して適正な労務費を内訳明示にした見積りを提出し、元請業者や発注者がそれに応じて適正に支払うという、サプライチェーン全体での価格転嫁を確実にできる環境を実現することが必要である。

当会においても、令和 7 年 7 月に公表した「建設業の長期ビジョン 2.0」において、賃金の持続的向上の必要性、とりわけ、労務費の確保・行き渡りや適切な価格転嫁の徹底の必要性を挙げている。

当会は、建設技能労働者の処遇改善のため、専門工事業者による技能や経験に見合った賃金の引上げに必要な原資たる労務費を適正に支払うことで、元請業者としての責務を全うするため、ここに「労務費見積り尊重宣言」を行う。

**「労務費見積り尊重宣言」**

日建連会員企業は、建設技能労働者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次協力会社へ見積り依頼に際して、「労務費に関する基準」を踏まえた適正な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認したうえでこれを尊重する。

当会においては、以上の宣言に基づき、次のとおり取り組むものとする。

1. 会員企業の代表的な具体的取り組み内容、方法等を会員各社に紹介する。
2. 会員各社による「労務費見積り尊重宣言」の取り組み状況について、毎年、フォローアップの上、結果を公表（※3）し、取り組みの徹底を図る。
3. 発注者に対して適正な労務費の見積りの尊重を要請する。

（※3）社名等個社が特定可能な情報は非公表とする

以上

## IV 実施要領

### ◎ 具体的手順案

#### 1 「労務費見積り尊重宣言」の周知

建設技能者の労務賃金の適切な水準への引き上げを実現するために、一次下請企業が適切な労務賃金を反映させた見積を提出し、元請がこれを尊重して請負代金を支払うことを促進することが宣言の趣旨である。この宣言の趣旨を元請から一次下請企業へ、また一次下請企業を通じて二次以下の企業へ周知されたい。

(具体例)

- ・ 見積依頼条件書等に「宣言」を添付して配布し、「宣言」の趣旨を理解してもらう。
- ・ 見積条件書等に労務費総額の内訳明示について記載して周知徹底を図る。
- ・ 「労務費」「労務賃金」それぞれの言葉の定義を明確にする。
- ・ 「宣言」を下請企業との会合や、下請企業が出入りし見ることが出来る元請企業のスペース(商談コーナー)に掲示するなどして周知する。
- ・ 「災防協」等の下請企業が集まる機会に周知する。
- ・ 「宣言」及び「実施要領」について通達を作成して配布する。

#### 2 見積時の予定労務賃金(※)を明確にした見積書又は見積資料の提出要請

日建連会員企業は、一次下請企業に対し、二次以下の下請企業に必要な労務費(二次以下に雇用されている建設技能者に対して二次以下の企業を通じて支払われる労務賃金)も含めて、適正な見積りを行い、見積書の提出時に労務費(労務賃金)を内訳明示することを要請する。

※ 見積りに反映させる労務賃金の対象は、現場で働く建設技能者(現場作業員)の労務賃金である。

宣言に沿って全ての業種、全ての地域で実施されることが目標であるが、当面、見積提出要請の範囲(業種、地域等)は問わず、各社にて取組み可能な範囲を決定されたい。

その際、以下のように、取組み可能な範囲に限定してスタートすることも考えられる。

- ① 労務費率が高い代表的な職種（とび、土工、型枠、鉄筋、左官・・・）から始める
- ② 本社所在地域など主要な支店（地域）から始める
- ③ 普段付き合いの深い一次下請企業から始める

なお、見積提出要請の範囲を限定した場合に、要請していない一次下請企業から予定労務賃金を明確にした見積書又は見積資料が提出された場合には、見積提出要請に基づき提出されたものと同様に扱うこととする。

来年度のフォローアップアンケートにて、各社が取り組みを行った範囲について確認を行う予定である。

（具体例）

- ・ 見積書の様式に労務賃金の項目を追加する。
- ・ 法定福利費見積で行われている算出方法と同一の方法で労務賃金を算出し、見積書又は見積資料に記載してもらう。
- ・ 「宣言」に基づき契約金額の決定と支払の実行をお願いする一文を見積下請企業から発注者（元請）への見積書に記載してもらう。
- ・ 標準見積書の表紙又は明細内訳書に記載された法定福利費記載（入力）行の特記事項欄等に、労務賃金相当額を記載（入力）してもらう。

### 3 見積の確認・尊重

労務費見積りを尊重しつつ適切な労務賃金について、下記の項目等を実施することで一次下請企業との認識を合わせる。

- ① 2で提出された労務費見積りの具体的な算出方法を確認する。
- ② 一次下請企業来訪時に個別にヒアリングして確認する。

また、合意した労務賃金が適切に支払われるよう要請する。

※ 会員企業の具体的取組み方針例については、（参考）をご参照ください。

## V 実施状況のフォローアップ及び実施要領の見直し

日建連においては、毎年会員各社の取組み状況のフォローアップ調査を行い、それを踏まえて実施要領を見直し（具体的方法の追加、目標の見直し等）、精査・進化させていくことで会員企業の継続的な取組みを進め、宣言の定着を図る。